



救済委員からのメッセージ

—— 11年目を振り返って——

札幌市代表子どもの権利救済委員 杉浦郁子

1. 11年目が終わりました

札幌市は、2008（平成20）年に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定しました。この条例は翌2009（平成21）年4月1日に施行され、それと同時に「札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」が、行政から独立した第三者機関として設置されました。子どもアシストセンターがスタートしてから、おかげさまで11年目の活動を終えることができました。これも子どもアシストセンターを利用したり応援したりしてくださった子どもや大人の皆さんのお陰と感謝いたします。

2. 1年間の活動を振り返って

【LINE相談の試行】

子どもアシストセンターでは、開設以来、「電話」「Eメール」「面談」により相談を行なって来ましたが、近年、子ども本人からのEメールによる相談が減り続けています。「平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（総務省情報通信政策研究所）によれば、10代の若者が平日一日のうちにSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する平均時間は約1時間で、電話やメールの利用時間を大きく引き離していました。2位のEメールは約18分に留まり、電話（音声通話）に及んでは約5分にすぎませんでした。このように、若年層においては、非対面のコミュニケーションツールはもはや電話やメールからSNSへと大きくシフトしていることが、総務省の調査からもはっきりと読み取れます。

2017（平成29）年10月には、神奈川県座間市で9人の若者が殺害される事件が起きました。被害者となった人の多くはTwitterで「死にたい」というメッセージを発しており、犯人はそうした人に個別にメッセージを送って近づいていました。この痛ましい事件は、若者にとって深刻な悩みを表現する場が、もはやSNSになっていること、SNSによる相談体制の整備が急務であることを、社会に知らしめる契機となりました。政府は関係閣僚会議を開催し、「座間市における事件の再発防止策について」という文書を発表して、再発防止策の重要な柱のひとつとしてSNS相談の強化を掲げました。

子どもアシストセンターでは、子どもを対象として、2019（令和元）年度に、LINE相談を夏と冬の年2回試行実施しました。LINE相談の試行は、2018（平成30）年度も秋に1回行なったのですが、今年度は更に期間と回数を増やし、夏休みを含む約6週間と冬休みを含む約6週間にわたって実施しました。夏期と冬期、合わせて500件近い相談が寄せられ、これまでの方法では相談できなかった子どもたちでも、LINEであれば気軽に相談できること、LINE相談のニーズが高いことを確認することができました。

試行実施の結果を踏まえ、子どもアシストセンターでは、子どもたちが相談をしやすい環境を整えることで、権利侵害状態の速やかな発見とその解決に役立てるため、2020（令和2）年度からは通年でLINE相談を行うことにしております。

LINE相談の長所としては、生活の中で周囲に気付かれずに普段から慣れたツールでアクセスできるという点や、心理的な匿名性が高いため自己開示が容易になるという点が挙げられます。一方で短所としては、動機づけの低い相談者も多くなりやすい、得られる情報量が少なく時間がかかる傾向がある等があります。LINE相談は新しいツールによる相談なので、今後も引き続き調査研究や相談スキルの向上が必要であると考えています。

【10周年記念イベント】

11月17日には、「子どもの権利条例10周年記念イベント ～子どもにやさしいまちを考える～」がサッポロファクトリーアトリウムで催されました。市内の子ども15名からなる「子ども未来委員会」メンバーの司会でイベントは進行したのですが、子どもアシストセンターも、センター職員たちが自分たちで脚本作り、演技、撮影を行なった動画を用いて、活動紹介をさせていただきました。私からもお話をさせていただきました。大人の方々に対しては、「お子さんが勇気を出して大人に相談した時には、まずはお子さんの話をよく聴いて、その後でよく話し合ってみてください」とお伝えしました。子どもの皆さんに向けては、「もしあなたが困った時、まずは家族、友達、先生など身近な人に相談することを考えてみてください。どうしても身近な人に相談できないことだったら、子どもアシストセンターに相談してください。あなたが話してくれるのを待っていますよ」とお伝えしました。

この他には「子どもの活動発表」、「子どもの権利ポスター優秀作品紹介」、「巨大人形劇『ピノキオ』上演」等が行われました。それぞれの場所で子どもの皆さんが生き生きと主体的に活動している様子を見せていただいて、とても爽やかな気持ちになり励まされる思いがしました。

【新型コロナウイルス】

年度の終わり近く、2～3月には、新型コロナウイルス感染症への対策として、北海道内に緊急事態宣言が出されたり、一斉休校が実施されたりしました。一斉休校の開始当初

は、学校が休みになったことで子どもたちのストレスが減ったせいなのか、相談は意外と少なかったのです。しかしその後、子ども本人や保護者から「親子で長時間、一緒に家の中で過ごすことがつらい」などの相談が寄せられるようになりました。子どもアシストセンターでは、相談者の思いをしっかりと共感的に伺い、心理的あるいは物理的に、親子が適切な距離を保つにはどうしたらよいか等について一緒に考えることに努めました。

この原稿を書いている3月末現在、新型コロナウイルス収束のメドはまだ見えていません。世界中、日本中の人たちが長期的な忍耐を強いられている時だと思いますが、新型コロナウイルスが流行する前から何らかの生きづらさを抱えていた人たちにとっては、より一層の重荷や忍耐が加わったように感じられます。一刻も早い収束を願いつつ、過酷な状況にいる子どもや大人の力になれるよう、子どもアシストセンターも一層親身にご相談を受けていきたいと思えます。

3. 子どもを取り巻く社会の動き

【体罰禁止の法改正】

6月19日には、親の子どもへの体罰の禁止と児童相談所の体制強化を盛り込んだ「改正児童虐待防止法」と「改正児童福祉法」が可決、成立しました。一部を除いて2020（令和2）年4月から適用されます。2018（平成30）年3月に東京都目黒区で当時5歳の娘が死亡、2019（平成31）年1月には千葉県野田市で当時10歳の娘が死亡するなど、子どもへの「しつけ」を名目にした虐待が後を絶たないことから、法律が改正されて体罰が明確に禁止されました。また、児童相談所の機能強化策も盛り込まれました。子どもたちの尊い犠牲があつてようやく実現した前進と言ってよいでしょう。

日本は世界で59番目の体罰全面禁止国となったのですが、日本に先立って体罰を法律で禁止した国々では、着実に体罰や虐待が減少しています。例えば、フィンランドでは体罰の減少と虐待により死亡する子どもの数の減少の関連性が報告されています。

このように、法律が整備されたことで体罰が減って行くことが期待できるのですが、一方で日本ではいまだに体罰を認める意識が根強いという報告もあります。公益法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2017（平成29）年に大人2万人を対象とした意識調査では、しつけのために体罰を容認する人が約6割にのぼることが示されています。“体罰や暴言を用いずに、どのように子どもを育てていったらよいのか？”、この課題に今、日本中の保護者そして大人が直面していると感じられます。

今後、子どもアシストセンターにもこのようなご相談が増えてくることが予想されますが、何か単純で明確な一つの答えがあるわけではないと思っています。相談者おひとりおひとりのご事情を丁寧に伺い、子どもアシストセンターも一緒に悩みながら、その時に出

来る最善は何かを共に考えてまいりたいと思います。通常、1～2回のご相談で改善を見ることは難しい課題だと思いますので、継続的に伴走者として相談者の方、ひいては子どもさんに関わらせていただきたいと思います。

2019（令和元）年6月5日、上に書いた法律が可決される直前には、札幌市中央区で2歳女兒が死亡するというたいへん痛ましい虐待事案が起ってしまった。

翌年3月に公表された外部の専門家による検証報告書には、「札幌市は、これまでの死亡事例等から本気で学ぶつもりがあるのか。市民の困難を共感的に洞察し、協働の文化を持つ組織になる必要性を、本気で感じているのか。市政のあり方そのものが問われている」との言葉が刻まれています。

子どもアシストセンターは行政から独立した第三者機関ですが、札幌市の子どもや市民のために作られた機関であることに間違いありません。それゆえ、上記の報告書の言葉を重く受け止め、このような痛ましい事案の再発を防ぐために努めたいと思います。具体的には、子どもアシストセンターの存在を今以上に市民の方々に知っていただけるよう広報に努め、育児に負担を感じている保護者や、辛い思いをしている子どもや、周囲の人々がより気軽に相談していただけるようにしたいと思います。また、上記の報告書に学び、保護者と子どもの辛さに対する感受性を高め、より一層気持ちに寄り添った相談ができるように研鑽を積みたいと思います。更に、虐待の可能性や命の危険の感じられる場合には、他機関とも連携して命と人権の保護に素早く対処できるよう、日頃から備えておきたいと思います。

4. 今後の課題

子どもアシストセンターが「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づいて作られたことは、最初にも述べた通りです。条例の第33条2項に「救済委員の職務」として、4つのことが書かれています。1つ目は、子どもの権利侵害に関する相談を受けて支援を行なうこと。2つ目は、救済の申立てまたは自己の発意に基づいて、調査、調整、勧告、是正要請等を行なうこと。3つ目は、制度の改善を求めるための意見を表明すること。4つ目は、勧告、意見表明等の内容を公表すること。この4つです。

これまでの11年間を振り返ってみると、1つ目の相談による支援と、2つ目の救済申立てに基づく調査、調整の部分については、比較的よく行われてきたと思います。しかし、自己発意に基づく調査や勧告、意見表明等、子どもをめぐる課題について社会に対して発信する役割が十分に行われてきたとは言い難く、その点が今後の課題として残っていると考えます。この事を念頭に置きつつ、救済委員として出来ることを考え、努力していきたいと思います。

11年間の子どもアシストセンターの活動を温かく見守り支えてくださった子どもや大人の皆さまに深く感謝いたします。今後とも皆さまのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

【文献】

日本弁護士連合会（2018）. 子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために
～なぜ体罰禁止が必要なのか？～

杉原保史・宮田智基（2019）. SNSカウンセリング・ハンドブック. 誠信書房